熊本県公報

第１０９１９号
平成 14 年 12 月６日(金)
（毎週　月・水・金発行）

目　次

告　示
○保安林の指定に関する予定……（森林保全課）　1
○　〃　……（　〃　）　1
○　〃　……（　〃　）　2
○道路の区域変更……（道路維持課）　2
○　〃　……（　〃　）　3
○　〃　……（　〃　）　3
○　〃　……（　〃　）　4
○道路の供用開始……（　〃　）　5
公　告
○卸売市場条例に基づく役員変更届出……（農業団体金融課）　5
○土地改良事業施行の適否決定……（農村計画課）　5
○　〃　……（　〃　）　6
○　〃　……（　〃　）　6
○　〃　……（　〃　）　6
○　〃　……（　〃　）　6
○　〃　……（　〃　）　7
○　〃　……（　〃　）　7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……（商工政策課）　7
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……（県民生活総室）　8
○熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催……（環境政策課）　8
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……（県民生活総室）　9
○県営土地改良事業の工事完了……（農村計画課）　9
登　載　依　頼
○公示による通知……（収用委員会）　9
○　〃　……（　〃　）　10

告　示

熊本県告示第 939 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 14 年 12 月６日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県球磨郡水上村江代字横才 1759 の１
２　指定の目的　水源のかん養
３　指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 940 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 14 年 12 月６日

熊本県知事　潮　谷　義　子

１　保安林予定森林の所在場所　熊本県球磨郡五木村乙字北平 1282 の２